

規制改革会議 基準認証・法務・資格TF

第7回会合 議事録

1. 日時：平成19年11月7日（水）10:40～11:35
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 議題：税理士試験における受験資格としての学歴要件等の見直しについて
4. 出席者：

（日本税理士会連合会）

規制改革対策特別委員会委員長 神津 信一 氏

規制改革対策特別委員会副委員長 大谷 吉夫 氏

規制改革対策特別委員会副委員長 宮川 雅夫 氏

専務理事 小林 健彦 氏

（規制改革会議）

中条主査、阿部専門委員、山下参考人

5. 議事：

中条主査 基準認証・法務・資格TFの第7回の会合を開催させていただきます。

今日は、「税理士試験における受験資格としての学歴要件等の見直しについて」ということで、日本税理士連合会さんからヒアリングをさせていただくという形になっております。

議事録をとっておりますので、議事録は後ほど当会議のホームページで公開されるということになっておりますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、まずは御説明の方からお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

神津委員長 では、まず、小林専務の方から、今日の会議に際してのごあいさつを申し上げます。

小林専務理事 本日は、規制改革会議のヒアリングに日本税理士会連合会をお呼びいただきまして、ありがとうございました。

私ども、直近では、平成13年5月に税理士法を改正し、その中で、受験資格やその他総体的な見直しを行い、14年4月1日から施行、現在の制度の構築の中で運用をさせていただいております。

現在は、非常に時代の流れが早くなっております。特に経済関係の中では当然そういう状況でございますので、その中で私どもの現状を踏まえ、また御指摘等をいただきまして、これからの制度改革に資する形をとらせていただければ幸いです。今日は限られた時間の中でございますけれども、よろしく願い申し上げたいと思います。

中条主査 私、申し遅れましたが、基準認証・法務・資格TFの主査をしております中条と申します。それと、専門委員の阿部先生と、参考人の山下さんということで、よろし

くお願いいたします。

小林専務理事 では、委員長の方から説明をさせていただきたいと思います。

神津委員長 日税連の専務理事の神津でございます。本日は、ヒアリングの機会を設けていただき、ありがとうございます。

それでは、税理士試験の受験資格の学歴要件の見直しについて、私どもの見解を御説明させていただきたいと思います。

税理士法の第5条に税理士の試験に関する受験資格が規定されており、所定の実務経験又は学識を有する者に対して税理士試験の受験資格を付与しているということでございます。

まず、入り口ありきということでございますけれども、この受験資格には、会計に関する事務の経歴が3年以上ということをはじめとして、学識については、大学の経済学、法律を学んだ者というような規定がございます。その上で、税理士となるに必要な学識及びその能力を有するかどうかを検証するために、税理士試験が実施されているということでございます。

すなわち、税理士業務を遂行するためには、専門的学識のみではなくて、関連する基礎的知識も必要であるという観点から、受験資格に関する規定が設けられています。

税理士試験の意義は、税理士法施行の当初及び平成13年の税理士法改正が行われたときと変わるものではなくて、税理士の受験資格を定める立法趣旨につきましても、基本的には維持されるべきであるという立場をとっております。

まず、御議論の中に、入り口オープンにして、そのかわり、受験者数が増えることが見込まれるから、一次試験を導入したらどうかというような手法が提案されている節がございますけれども、税理士試験の場合は、新たな試験制度を導入する、また、一次試験、二次試験と新たな試験制度とすることはかえって受験生の負担になるのではないかと危惧されますので、これについては賛成しかねるという立場でございます。

別表に、税理士試験の受験者数及び合格者数の推移を示した表がございます。総数だけで申し上げますと、17年度の受験者数が8万4,379人に対しまして、18年度8万662人、大ざっぱでございますが、約4,000人近く受験者数が減っているということでございます。これについての正式な分析はまだされておりませんが、例えば、この時期から大学生等の就職環境が非常によくなったというようなことも原因のひとつとして挙げられておりますけれども、もしかしたら、公認会計士試験の方に学生がシフトしているのではないかとこの観測もでございます。この分析はさらに徹底する必要がありますけれども、我々としては、受験者数そのものが減るということに対しては危惧していて、むしろ増加を希望しているということでございます。受験者数の減少の分析をして、今後、何か対策を検討すべきであると考えております。

平成15年に、公認会計士法が改正されまして、去年から新公認会計士試験が実施されておりますけれども、この動向を見た上で、税理士試験のあり方について総合的に検討を

行いたいと考えております。公認会計士試験と税理士試験の受験者層はほとんど同じでありますので、税理士試験の受験者数の減少については、非常に危惧しているところでございます。

税理士法の5条には、国税審議会が認定した者に受験資格を付与するという規定がございます。この制度は、形式的な受験資格要件を欠いた者であっても、所定の基礎的知識を有する者に受験の機会を与えるために設けられておりまして、機会均等を図るための重要な制度であると思っております。

この制度に基づきまして、現在、日商簿記1級、全国経理協会の簿記能力上級試験合格者に対して、統一的に受験資格を付与しているということでございます。我々日税連としましては、この制度の趣旨にかんがみまして、税理士試験受験者の総体的増加に資する観点から、国税審議会による認定の基準の再検討を要望するものでございます。

以上でございます。

中条主査 ありがとうございます。ほかの資格制度、ほとんど大部分、受験資格に学歴要件というのはないわけですが、税理士試験の場合に、特段に学歴要件をほかの資格制度に比べて設ける必要があるという理由は、「第一次試験を導入して受験資格を廃止することについて」に書いてあることが理由であると考えてよろしゅうございますか。

神津委員長 はい。

中条主査 まず、基本的な議論として、新たな試験制度、第一次試験をつくるんじゃないで、学歴がない人についてだけ第一次試験を採用するという形にすれば、受験生の負担を増加するということにはならず、母集団を増やすということになって、むしろ受験生の数を増やしていくということにつながると思うんですけども、そこはどのようにお考えになっておりますか。

神津委員長 いわゆる統一的な受験資格認定試験のような制度ですか。

中条主査 今、学歴要件というのがあるわけですよね。その学歴要件なしにして、代わりに一次試験を全員に課すと、これは、一次試験と二次試験を受けなければいけなくて、何か難しくなったような印象を与えて、受験生の負担を増加することになるから、受験生が減ってという御主張だと思うんですけども、学歴要件を満たさない人についてだけ第一次試験を課すということにすれば、今まで受けられなかった人が受けられるわけですから、受験生の数は増えますよね。母集団は増えるということになるわけですが、一方で、学歴要件を満たしている人は、コストが増えるわけではないですから、受験生の負担が増加することにはならない。かつ受験生を増やすということになると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうかという質問です。

神津委員長 まだそこまでは、検討はしておりません。

宮川副委員長 今の御指摘は、現在の制度を維持して、つまり、学歴要件は基本的に維持して、要件を欠いた者に対しては別途一次試験を受ければ税理士試験を受けられるようにしたらどうかということですか。

中条主査 ええ。今ここで書いてあることについて、まずは普通に頭に浮かぶことは、そういうやり方はどうかという考えなんですけれども、それはどうですか。

宮川副委員長 御説明しましたとおり、門戸を開く制度として、税理士法第5条第1項第5号において、国税審議会の認定という制度が設けられているわけですね。ですから、それが今主査がおっしゃられた、形式的な要件を欠いた人にも一定のチェックをした上で受験させたらどうかということについては、この条文がその御趣旨に対応していると考えます。

中条主査 ですけども、それは司法試験に合格した者、あるいは公認会計士試験短答式試験に合格した者。

宮川副委員長 確かに第5号の条文をそのまま読みますと、前2号に掲げるものということになっておりますので、3号の司法試験、4号の公認会計士短答式と同等以上というふうに条文上読めるわけですが、税理士法が昭和26年に施行された当時の経緯がありまして、現状では、必ずしも司法試験合格者とか公認会計士の短答式試験合格者というレベルだけではなくて、考え方の中には、いわゆる学歴要件、あるいは実務要件、要するに勤務要件ですね。こういったものも立法の趣旨の中にあるということを経験した上で国税審議会が個別認定をしているという実態がございます。

中条主査 そうですか。そうすると、その基準というのはどういう基準ですか。

宮川副委員長 個別認定はまさに個別認定ですので、申請した者の事情がどうかということを経験した上で国税審議会が個別に認定することになっております。それとは別に、日商1級、あるいは全経上級というのは、個別の認定をするのではなくて、これらの合格者には認定による受験資格を与えるということを経験しているということがございます。

中条主査 そうか、これは続きですか。この制度に基づいて、個別認定のほかにも。

宮川副委員長 はい、そうです。

中条主査 個別認定の内容というのは、税理士連合会さんにお聞きしてもだめですね。これは国税審議会にお聞きしないとだめということですね。

宮川副委員長 そうです。

中条主査 もし御承知のところでは何かそういう基準とか。

神津委員長 例えば、外国の大学を卒業した者に対する認定とかですね。統一的に行われているのは、いわゆる日商1級と全経の上級ということがございますけれども、それは無条件で認定し、外国の大学の卒業者というような場合には、逐一個別に認定しているという話を聞いております。

中条主査 わかりました。そうすると、個別認定の中身はやはり学歴なんですよ。

宮川副委員長 条文上は前の2号と書いてあるんですが、過去の経緯からしますと、税理士試験の受験資格を与えられる実務経験とか、学歴要件といったものにほぼ同等というところを経験して、個別に認定をしていると聞いております。

中条主査 それで、個別認定のほかということの日商の簿記1級合格者、全国経理協会

主催の簿記能力上級試験合格者と。この水準というのは、税理士試験の簿記論の水準と比べてどちらが高いんですか。

宮川副委員長 これはいろいろ議論があるかと思いますが、中には、日商1級というのはかなり難しい試験だということを実感として持っている人が多いように私は個人的には思います。

中条主査 大体学生が2級、3級まではとってくるけれども、1級をとっているのはなかなかいないところを見ると、かなり難しそう感じがするんですが、そうすると、これはどっちかという、税理士試験で簿記論を受ける方がまだ合格率は高いと。

宮川副委員長 それは出題の範囲が違いますので単純比較はできないですね。

中条主査 それほど変わるものではないということですよ。

小林専務理事 両方をよく斟酌しないといけないと思いますけれども。日商1級の場合は、科目の範囲が税理士試験の簿記論の範囲より広く、4科目に分かれており、4科目全てに合格しなければならないというところに日商1級の難しさがあると思います。だからといって、レベルが相当に異なるとは言えないのではないですかね。

中条主査 そうすると、これを受かっているかどうかという話は、学歴要件とは実はあまり関係ない話ですよ。というか、その代わりになるものになるかということ。

大谷副委員長 税理士法第5条の受験資格の1番目には、一定の事務又は業務に従事した期間が通算して3年以上になる者とされており、ここでは学歴は一切問っていないわけです。その中に、税務官公署から始まりまして、行政機関、銀行、信託、法人とか個人の会計に関する事務等の、いわゆる会計、経理の実務を3年やっておれば受験資格はありますので、当初から、門戸をかなり広げた状態で税理士試験が行われていたという実態があります。ですから、それに代わる一次試験という形になってくると、その試験に通らないと、実務経験3年という人の場合は、またそこから落ちこぼれていくということになるのではないのでしょうか。

中条主査 ですから、そこは、先ほども申し上げたように、そういうのを満たしていない人だけ一次試験をやりますよというやり方はあり得ますよねということで一つ申し上げた。

宮川副委員長 はい。

中条主査 それとは別に、それはちょっと別の論点として、ここを、今、日商簿記の合格者というのは、別に学歴はないんですよ。

宮川副委員長 はい。

中条主査 ということは、この人たちは別に学歴がなくていいわけですよ。

宮川副委員長 はい。

中条主査 だったら学歴要件というのはなぜ必要なのかというのがよくわからないということなんです。これは、大学の人間が言うのも変ですけども、大学生だから能力があるかと。皆さん税理士のお仕事をしておられて、それで使えるかというものではなくて、

税理士のお仕事というのは、人間関係だとか、御自身の能力だとか、そういったもので顧客を獲得していらっしゃっているんだと思うんですね。学歴を要件に果たしてしなければいけないのかというところが、一般的に言って、非常に私は疑問に思っているところなんですよね。

大谷副委員長 先ほども申しましたように、学歴は、受験資格要件全体の中の一つの要件です。昔は、昭和 30 年代、40 年代は、大学へ行かれる方は非常に少なかった。その中で、第 1 号の事務とか業務の経験、過去は 3 年から 10 年ぐらい求められていましたが、一定の実務経験さえあれば、学歴に関係なく受験資格はありますよという形をとってきました。今のように、学生が大学の教養課程を修了して、それで受験資格を得るとというのが一番簡単なもので、それで増えてきているのだらうと思いますが、我々の感覚としたら、学歴に偏重しているとは思っていません。

中条主査 学歴に偏重していないということは、学歴のことを考えなくていいじゃないですかと。

大谷副委員長 何も分からずに始めるよりも、例えば 3 年の実務とか、多少そのような経験を経て、税理士の資格を得て生業としてスタートした方がいいのではないかと考えています。

中条主査 だけど、弁護士さんだって会計士さんだって、ほかの資格制度の方も、最初は何も経験ないわけで、税理士さんの試験をすごくいい成績で受かったからといって、これもまた使えるかどうかわからないわけで、やはりマーケットの中で淘汰されていくというやり方が、私は正常なやり方で、その中で顧客をいかにして皆さん獲得するためにいろいろ努力されるわけだろうし、せつかく税理士の試験というのは、少しずつとっていけばやっていける。これは、確かによい制度ですね。昔は大学というのは行く人は少なかったかもわからないけれども、今でも全員がというわけにはいかないし、行けない人もいますね。あるいは、昔行けなかったけれども、リタイヤしてからこういう仕事をしてみようかということでのいろいろなチャレンジをされる方も恐らくいると思うんですね。規制改革会議としては、なるべくチャンスも多くの人に与えていきたいという考えがありますし、それによって、これは我々が考えなくてもいいことですが、税理士さんたちのパワーというのが、もっと人口も増えて、パワーも大きくなるということになれば、それもまた税理士さんの世界としては決して悪いことではないと思いますし、そういう方向で考えていくことはできないのかなということなんですよね。

宮川副委員長 ちょっと疑問がありますのは、学歴要件は、今、大谷副委員長が言ったとおり、幾つかある受験資格要件のうちの一つです。今、主査がおっしゃったのは、ほかに学歴を満たさなくても受験できるのであれば、学歴要件はなくてもよいのではないのかということですか。

中条主査 全く実務経験がなくても。

宮川副委員長 実務経験とか学歴の要件は要らないではないかというお話ですが、全て

撤廃せよというお話しですか。

中条主査 それも一つのやり方ですよという。

宮川副委員長 なぜ学歴のところだけが問題なのでしょう。学歴がないと受けられないという制度にはなっていないのですが。

中条主査 学歴って何ですかという話なんですよ。何か役に立つもんかいなと。実質的に。

阿部専門委員 学歴は、こういう制度があるから役に立っているから、こういう制度がなければ役立たない。大学の先生が大学の学歴を尊重しないというと、矛盾しているように見えるけれども、まるきり逆で、今は大学ピンキリ、学生ピンキリですね。それがみんな大卒として同じに扱われるわけです。まともな国でこんな国はないんですよ。上海なんかは、初任給は10万から50万と物すごい差なんです。それが本当の学力、実力です。日本はそうっていない。学歴要件なんかやめちゃった方が、本当の力を示さなければお客をとれない。評価をされない。ところが、学歴をつくっているから、最低ラインの可さえとれば、優秀な人と差を付けられないことになっている。大学教授からみても、学歴要件をやめていただいた方が得だと思うのです。少なくとも、まともな教授はそう思うし、まともな学生を育てている大学ではそう思う。しかし、だめな大学だと、とにかく最低限、普通だったら資格は取れませんが、うちの大学にはいれば資格が取れますと言って学生を集めているんです。アホな大学はそれでやっとな残っているんです。よくないことです。

本当にお客をとるのはシビアだと言っておられたけれども、僕は単にシビアじゃなくて、情報をきちんと提供しないとイケないから、情報をきちんと提供するように、おたくの方でも努力していただだけませんか。懲戒処分の経歴は、ちゃんと公表するが、何年かで消すということが必要ですね。永久では困るからね。それと、御本人の反論権を認める。懲戒処分を受けたと書かれていても、違うという人はそこで反論させていただくということをお認め、あとはお客が判断すると。実務経験と云って、ただボヤツとしていた役人と、まともな仕事をしてきた人、いろいろいますし、だから、私は、こういう経験をして、こういう仕事をして、こういう失敗をしました、こううまくいきましたということをお客が公開していく人にお客がつくようにしたらいい。ところが、今はそういうふうに誰もやらないものだから、やる人がいても、かえって変わり者と見られるわけです。

実は僕は弁護士登録して、ホームページに情報公開をしているんだけど、そういうのはかえってお客がつかない。黙っていて偉そうにしていた方がお客がつくとおっしゃるわけですよ。これはおかしいんですよ。黙って偉そうな顔をしてはだめなんです。大体、本当は無能なのがいっぱいいますから。ただ、わからないからお客がついているだけ。そして、大弁護士事務所というブランドだけで。実は大弁護士事務所にも大したことのできない弁護士はゴロゴロいるんです。裁判官でも、大学教授もみんなそうですね。どこの社会もそうなんですから、本当の裸の実力をお客に示して、お客に判断してもらって、それで仕事も収入も決まるという社会にすれば、本当にお客さんのために役立つし、儲か

るのは実力ですから何も悪いことではない。世の中をそういうふうに変えていきませんか。さらに、法律論として、職業選択自由の問題があるから、本当に能力があるのにつまらない試験を受けなければいけないというので仕事を狭められるというのは、むしろ憲法 22 条の職業選択の自由に反すると思う。実力で勝負すればいいんじゃないかと思っているんです。

それで、聞きたいのは、法律学、経済学で何をやるんですか。大学で法律学や経済学を学んだ人は受験資格があるというときに、どういう法律学、経済学、どの程度というのはどこに書いてあるんですでしたっけ。何単位とか何かあるでしょう。

中条主査 税理士法第 5 条の 1 項 5 号の話ですね。

宮川副委員長 これは、財務省令に詳細な規定があります。

阿部専門委員 それで何単位とか書いてあるでしょう。

宮川副委員長 書いてありますね。

阿部専門委員 一々それを何単位本当はあったか。この科目は法律学に当たるかどうかということ进行分析するんでしょう。というのは、法学部だって法律学だけ教えているわけじゃないし。今、法律学だって、法律の歴史学もあって、それも入るか入らないかという議論をしないといけないんでしょう。

宮川副委員長 ええ。

阿部専門委員 そういうのをちゃんと分析するとなると、おたくの方も試験をやるのは面倒くさいとか、そっちの審査は面倒くさいと。実務経験で本当に仕事をやったかというのを調べるのも面倒くさいので、どうせそれはペーパーでいいかげんに通しているのかもしれない、審査が面倒くさいのに変わりないんだよね。まじめにやったら。大学の先生でも、可はだめですと。良以上でない判定しませんとか、何かルールをつくらなければいけないんだけど、それでは大学の格が下がるしね。極めて恣意的な基準だと思うの。最低を保障することが必要だと言われているけれども、本当に最低保障になるのかということがもともと問題で、恐らく全然最低保障にならなくて、むしろ無能なやつにいかにも能力があるように庶民をだます資格だと思っている。

宮川副委員長 それに対する反論は難しい。受験資格要件そのものが不要だというお考えはよくわかりましたけれども、少なくとも立法の趣旨からは、今でも必要だと思っておりますから、そもそも受験資格要件は要らないという見解とは対立していますね。

中条主査 立法の趣旨はそうであっても、立法の趣旨に沿った資格要件じゃないということなんですよ。だから、それはやめちゃった方がいいんじゃないですかということなんですよ。せっかく税理士さんの世界というのはかなり競争的で、一生懸命顧客を獲得するために、いろいろ皆さん努力されている世界なわけで、その点は弁護士さんの世界よりはかなり厳しい世界だと思うんですね。せっかくそういう形になっているのであるならば、いろいろな人が、税理士の試験さえ受ければ、専門知識さえ得られれば、参加できるチャンスが与えられるというふうにしていった方がいいんじゃないかと。それと、受験資



格要件として、あまり当てにならない資格要件を付けておくというのはどうなのでしょうかと、この2つの論点から考えて、見直していくべきところがあるんじゃないだろうか。

先ほどお話があったように、税理士さんの試験を受ける人の数が減っているという中で、税理士連合会さんとしても、試験制度そのものを見直していかなければいけないなどお考えになっている中で、ぜひその点も選択肢の中に御検討いただけないかということなんです。

宮川副委員長 ただ、専門知識だけでよいと。つまり、説明資料では、「関連のある基礎的知識」と書きましたけれども、いわゆる一般教養、これも極めてあいまいとおっしゃられるかもしれませんが、そういったものも必要であるということが第5条の立法の根拠ですので、そこを否定すべきだという話には直ちにはならないですね。尺度が今のものでいいかどうかということは議論すべきでしょうが。

中条主査 でも、僕、専門じゃないですけども、例えば簿記論だとか所得税法だとか、こういうのを勉強する人が一般的な教養がないか。これは勉強したら、ある程度一般的な教養がないと、恐らくできないことじゃないですか。一方で、大学の2年生が一般的な教養があるかという、これは全然ないわけで、だから、一般的教養ということはわかりますよ。税理士さんのお仕事をやる時に一般的教養がないと、お客さんは来てくれないと思いますけれども、それは専門的な知識を勉強していく中で培われるもので十分じゃないかと思えますし、学歴要件でそれが満たされるとも思えないというのが私の考えですがね。

大谷副委員長 受験者数が減っているという話ですが、それでも17年度で8万4,000、19年度で10万を超えています。ということは、他の資格試験と比較しても、相当数の方が一応受験資格を持って申し込みをされていると見えます。受験資格があるために、それによって受験資格をなくしておられる方、これは事実あると思います。あるけれども、申込者のいわゆる受験者数から見ると、100%じゃないですけども、80、90近くの受験希望者はこの受験資格でもかなえられているのではないかと思えます。それが今おっしゃるように、これでも狭いと言われると。

中条主査 狭いとは申し上げませんが、大学へ行けなかった人とか、そういった人がある中で、チャンスなるべく与えてあげることというのは、基本的に私たちとしては考えていきたいなというのが一つある。

それから、税理士さんの勢力としては大きくなる方がおそろいいいでしょうから、少しでもたくさん受ける人がいたほうがいいじゃないかということと、先ほどから何度も申し上げているように、学歴というのは、果たして有効な判断基準になっているのかと。しかも、国税審議会が個別認定のほかに日商の簿記に受ければオッケーという形で受験資格を与えられるということは、別にそういう学歴がなくてもオッケーなんだと。あるいは実務経験でというのもあるわけですし、学歴はどうなんだろうねというのは非常に疑問だということなんです。

阿部専門委員 さっき8～9割といわれたかもしれないけれども、1～2割の人、不合

理にも、能力があるのに受けられないといったら、憲法 22 条の職業選択自由侵害の違憲の措置で、僕はそういう人は一人でもいちゃいけないと思う。これは憲法の要請だと思うんですよ。社会のために一人や二人冤罪で死刑になってもしょうがないという発想と同じになっちゃうから。そうじゃなくて、この仕事、消費者に適正なサービスを提供するために必要な要件かどうかという話ですから。ところが、今の学歴というのは本当に、大学としては経営上、とにかく高校を出たという形にしていれば、何でもいいから自己推薦で無理して入れて、入れた以上は卒業させなかったら商売にならないから、卒業させると。だから、みんなしょうがないから可を付けているという大学がゴロゴロあって、それでも何とかの受験資格がとれますからと言っているのがいっぱいあるんです。そんなところはつぶれた方がいいんですから、実力でやるようにした方がいいんです。それと憲法違反ですから、そんな大学に行かなければ資格が取れないというのは、行ける人が有利になるだけで、お金があって、むだな時間をつぶせる人が有利になるだけで、しかも何も役立たない勉強をしますから、そんな暇に、ちゃんと実務をやった方がよっぽど消費者のために役立つと。

大谷副委員長 実務経験、どんな経験でもいいという訳ではないですが、基本的に経理関係の実務を 3 年やっていただければ、個人商店に勤めておられるような方であったとしても受験資格はあります。

阿部専門委員 だけど、一回勤めないといけないし、フリーターではだめだとかというのがあつた。そうすると、一体どんな仕事をしていたか、本当にまじめに審査しなければいけなくて、本当はこっちのコストがかかるんだけど、どうせまじめにやっていたらいいというやつでしょう。

中条主査 その審査というのは大変ですよ。実際に本当にまじめに実務経験があるかどうかというのを見ようと思うと大変ですよ。

大谷副委員長 実態としては、当然、「私の事務所に 3 年おりました」という証明という形になるかと思えます。

阿部専門委員 私の会社にいたということはおそをつけないけれども、何の仕事をやったか、どれだけまともにできたか、どれだけ危ないミスばかりやっていたかというのはわからないから、要は、会社にいれば、僕でさえ、まじめに簿記ができましたという証明書は絶対もらえると思えますよ。

宮川副委員長 整理させていただきたいのですが、学歴は基準としてははなはだ怪しいという主査の御指摘はそうかもしれません。その話と、阿部先生の実務経験の話は、どういう態度で勤務したかわからないんだから、職歴経験も、本来そういう受験資格を設ける趣旨はいいけれども、基準が今の時代に合っていないんだという御指摘なのか、そもそもこんなハードルは要らないんだという、そこをはっきりさせていただきませんか。

中条主査 多分私も阿部先生も、それ自体要らないと。要するに、怪しいもので今までやってきたんだから、だつたらなくてもいいじゃないですかと、有体に言えばそういうこ

とですよ。

宮川副委員長 そうすると、学歴だけが問題にされるというのはおかしいと思います。勤務経験というのは、我々の資格制度が昭和 26 年以来ずっと持ってきた一つの考え方です。つまり、必ずしも学校を出ていなくても、経理の仕事を、まじめかどうかは置いておいて、やってきた人にはチャンスを与えるということはずっと 50 年以上やってきています。それも要らないということですね。

中条主査 だから、だれでも受けられるようにしたらいいじゃないですかと、基本的にはそうですね。基本的にはそこです。

宮川副委員長 それでしたら議論としてはよく分かりますが、お話を聞いていると、学歴要件は要らないと。ただ、ほかの要件、例えば国税審議会が一定の基準で認定する、そういうのは妥当だというようなニュアンスで受け止めましたが、そうじゃないですか。

阿部専門委員 学歴要件がなかったら、実務経験要件なんていうのはあってもなくても一緒でしょう。

宮川副委員長 いえいえ、さっき申し上げましたが、学歴要件だけではなくて、勤務期間要件もあります。

阿部専門委員 国税局に 1 年勤めようと、半年で首になろうと、資格はあるんでしょう。受験資格は。

中条主査 受験資格は今でもある。

阿部専門委員 今は国税局に 3 年勤めなければいけないでしょう。逆に、それは何をしても行けるやつでしょう。だから、学歴要件をやめちゃって、小学校卒でもいいということにしてしまえば、国税局に行かなくてもいいんだから、職歴というのはあってもなくても同じでしょうということです。要するに、この資格要件を全部撤廃しても一緒になるでしょうと。それをやって、そのかわり、私は国税局で所得税の調査をこれだけやったので、所得税はよくわかります。そういうのをホームページで宣伝するんです。ところが、地方税をやったことはない、相続税はやったことないとか、やったことないけれども、所得税の勉強をしたんだから、仕事もしているんだから、さらに相続税もわかるようになっていきますと宣伝して仕事をとればいいのであって、それは職歴があった方が得するけれども、受験資格というたがをはめる必要があるんですかと聞いているだけで、まして行政書士とかなんかでも何の関係もない。

宮川副委員長 ですから、受験資格という制度そのものがもう要らないということですね。

中条主査 そうそう。

宮川副委員長 学歴要件がどうのということ。

阿部専門委員 僕はそう思う。試験の科目の中に、論文式と別に入れるかとか言っているけれども、それぞれの試験の中でちょっと応用的な問題を出せば、文章能力も論理構成能力もみんなわかるわけよ。複雑な事案で、こんなややこしいこと、税金はどうなるんだ

と。あるいは、今度、少しは訴訟も関与できるから、訴訟のときにどう対応したらいいんだ、どう論理構成をやればいいんだとかという趣旨の問題を1題でも出すようにしていれば、少なくとも日本語能力、文章作成能力、実務能力、論理構成能力、理論的能力とある程度はかれるか、一般教養をやる必要はないというか、一般教養はこの中に既に織り込み済みで、一般教養の試験を通らないやつはそんな試験を通らないというふうに考えればいいんじゃないかなと思って、試験を別に増やす必要はないというのが僕なんかの考えですけども。

宮川副委員長 そうすると、冒頭、主査がおっしゃった、ほかの基準ははなはだあいまいなので、それに代わる一次試験という説は矛盾しますね。

中条主査 それはそういう考えもあり得ますねという。もし実務経験というのはどうしても必要だということが前提であるならばということですね。

山下さん、何かございますか。

山下参考人 こういう機会を与えていただきましてありがとうございました。大学の先生の御発言というのは非常に重い発言かと思うんですけども、そういうことを念頭に置きながらも、他士業と単純には比較できないわけですが、例えば、税理士さんと同じく出廷陳述権が付与されるような立場である弁理士さんとか司法書士さんは、学歴ということだけを見ると、試験に学歴要件がないので、極端に言えば、中学を卒業するぐらいの人であればできるという形をとって、中身でいろいろ精査する。極端に言えば、執行猶予つきの方でも試験は受けられるという、法務省所管の国家資格制度として、「そんなに緩やかなの？」というのが一般国民の素朴な疑問であろうかと思えます。だからこそ、再チャレンジということが特に言われているような時代で、中条先生をはじめとして、こういう機会の均等ということに取り組んでおられると思うんです。

そこで、納税の義務というのが憲法でうたわれているわけですけども、これは税理士の先生方の意識の中で、特に他士業と違って、国民の義務を言ってみればサポートするような、特別な一つの国家資格制度であるからとか、あるいは、例えば弁護士及び公認会計士の先生であればできるからとか、何かそういう背景的なものがあるのか。また、弁護士さんであれば、平成22年に3,000人で、いってみればフランス並みということを意識して人数を増やしていくということがあるし、また、公認会計士さんも、平成14年段階で公認会計士5万人という数字を打ち出されて、いよいよ具体的にスタートします。そうすると、税理士の試験以外に税理士業務に具体的に入ってこられる方もおり、現在7万人という数字を抱えておられる中で、どんどん他資格者が入ってこられる土壌もある。そういう資格を持たれたから入ってこられる方がいる背景もある中で、それはそれなりの意識、見識、学歴等を持たれた方であるにもかかわらず、国籍を問わず、重要な職責を果たされるということについて、機会を、チャンスを与えるという観点から考えてみて、学歴的なことに関してどうなんだろうかという素朴な思いがするわけです。こういう機会で参考人ということで出席させていただいたんですけども、そういうことに対する先生方のお考

えを少しお聞かせいただければと思います。

議論は随分争点は絞られてきていると思いますので、その辺の所感等を伺わせていただければと思いますが、何か委員長、あるいは専務、御出席の副委員長の方がおられれば、教えていただければと思います。

小林専務理事 その前提として、税理士法第3条1項3号、4号により、山下さんがおっしゃられたように、弁護士であれば、また公認会計士であれば税理士の登録ができる規定がございます。しかし、それぞれの資格試験、司法試験、公認会計士試験では、求めるものは違うと思うんですね。違うといいますのは、それぞれのプロパーのお仕事をしっかりやっていただくためのものだと思っています。ですから、社会が要請をし、それらの仕事があれば、公認会計士5万人体制の中でも、仕事は有効に機能していくのだろうと思います。

その一方、はたしてそうなのかなというのは正直思うところがございます。税理士法の規定により、税理士試験ではない方法で取られた資格をもって税理士業務を行っていく方がどんどん増えていく。ということは、入り口からすれば、プロパーの税理士ではないということにもなります。

私どもは参入規制をしているわけでもなく、優秀な人材の方々はどんどん入っていただきたいというふうには思っています。それと同時に税理士試験の受験者も増えてもらいたいということ、考え方は御指摘のとおりであります。それらを育成するというのが我々現職の役目だというふうにも当然思っています。

ただ、今日の議論にもありましたが、受験資格そのものが要らない、全くフリーですよという検証の方法も確かにあると思います。私どもは、今まではそういう立場では考えてきていなかったのが事実でありますし、今後検討しなければならないのかなと、正直、今日いろいろお話を伺って思ったところも事実であります。

しかし、そうは言いましても、いろいろな検証方法がある中で、法の成り立ちに基づいたところで、もう少し門戸を広くするというような形、それは規制といわれるかもしれませんが、一部の受験資格は若干あるべきではないかなと私はそう思っています。今のお答えになったかどうか分かりませんが、一応自分の考えとしてはそういうふうに思っております。

中条主査 ぜひ、税理士さんの分野からどんどんほかの分野へ参入していく、そこにもし何らかの規制があるんだったら、そこを取り外していくということについての要望は幾らでも規制改革会議はお受けいたしますので、どんどんそういう方向で、外から参入してくるんですから、こちらだってどんどん参入していいわけですから、そこはぜひ御要望を出していただきたい。これが1つ。

それから、これだけ難しい試験をやっているんだから、受験資格はいいのかなと、やはりどうしても私なんかは思ってしまうので、その辺のところも含めて、ぜひ試験制度もこれから検討し直さなければいけないという御議論もあったところですから、幅広く一度御

検討いただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

阿部専門委員 これと関係ないけれども、関連して、規制緩和で教えてほしいんだけど、登録するときに、登記されていないことの証明書というのを要求されますでしょう。

神津委員長 はい、資格証明ですね。

阿部専門委員 私は不動産じゃないのに、何が登記されているんだと思ったら、成年後見制度で登記されている証明書なんですね。だけど、普通考えたら、税理士の登録をしようとする人で成年後見、被後見人になっているというのはめったにないんだから、そのためにわざわざ法務局、しかも東京法務局か何か1カ所だけでやっているの、わざわざ手間をかけて東京法務局で手続きしなければいけないでしょう。あれはむだな話で、東京法務局の役人に飯を食わすだけのくだらん制度だと思うんです。それで、たまに認知症にかかった人が税理士の登録をしているということがあったって、お客が気がつくか、それとも商売ができないか、それだったら、登記されていないことの証明書を出すんじゃないで、そういう人は税理士にはなれませんかとしておいて、書類は要求しないけれども、見つけたら処罰するという制度にすればいいので、これは弁護士も共通、みんな共通なんですけれども、くだらんことをやって東京法務局の役人の飯を食わすだけで、規制緩和の時代に、何でこれを緩和しないのか。僕は弁護士登録をしてくだらん書類を要求されたから、なんてむだなことをやっていると思ったわけ。だから、規制改革でそれを取り上げてほしいと思う。

あともう一つ、これは受験資格だけど、別ルートでの資格というやつで、税理士の場合は、大学の修士課程で法律と経済、両方やればダブルで受かるというやつ、今度厳しくなったけれども、まあそうかもしれないけれども、大学教授で弁護士になるというのは、今度、原則撤廃された。僕はあれはまるっきり逆で、市場で競争させればいいんだから、司法試験を受かずに教授をやっていたって、実力がある人はお客が取れるし、なきゃだめで。僕は教授の資格で弁護士をやっているんだけど、弁護士に負けたくないから、これはお客が判断してくれればいいんですと。だから、税理士の方も脇のルートは残したってという気はするけれども。ただ、今は、脇のルートがあるために、大学の修士課程がはやっているんですね。あれをやめると、大学の修士課程の税法の教授は飯が食えなくなるかもしれない。どうなんでしょうね。

大谷副委員長 最終の目的は同じだが、登り口が違う話。

阿部専門委員 登り口はいろいろあってもいいんだけど、本当にお客をだまさないで能力のある人は、仕事ができるようになっていけばいいわけね。能力がある人を妨げる試験では困るので、試験の仕組みが1つしかないというのもあまり合理性がないような気がするんだけどね。と僕自身は思っているわけね。でも、もともとは、税務署の役人をやっていたら、みんな資格があったでしょう。そっちがおかしいんだ。

中条主査 どうもありがとうございました。

(以 上)